

意見及び質問に対する回答

案件一覧

案件	1	令和3年度厚木市国民健康保険の保険料率等について
	2	データヘルス計画令和2年度事業実施結果について
	3	令和3年度厚木市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について

案件 1

令和 3 年度厚木市国民健康保険の保険料率等について

意見・質問	<p>被保険者が年々減る中、またコロナ禍で様々な対応が必要とされる中での予定収納率の昨年度比 1%アップは大変だと思うが、収納課との連携で引き続き尽力願いたい。</p>				
回答	<p>今後とも個々の状況把握に努めるとともに、収納課とも連携し適正な徴収に努めてまいります。</p>				
意見・質問	<p>予定収納率により保険料を決定することは、実務上は理解できるが、不公平感は否めない。 予定収納率を 100 として保険料を定め、未納分は別対応とすることは検討できないか。</p>				
回答	<p>御指摘のとおり、国民健康保険料について被保険者は納付義務を負うため、収納率は 100%であるべきであると認識しております。 市としても収納率 100%を目指すべく第 7 次厚木市行政改革大綱に収納率の向上を掲げ実施計画を立てて取り組むこととしております。 しかしながら、様々な事情で納付が困難な方がいることも事実であります。 今後についても収納課と連携し適正に徴収を行い、不公平感がなくなるよう努めてまいります。</p>				
意見・質問	<p>申告所得税等の申告期限の 1 箇月延長による保険料率等試算における影響はあるか。</p>				
回答	<p>所得税等の申告期限延長の影響かどうかは定かではありませんが、試算時の未申告世帯が 1 箇月の延長が認められる前の令和元年度保険料試算時と比べると約 600 世帯増加しており、その分は所得の把握ができない状況となるため、度合いの大きさは不明ですが、保険料率等に影響があったものと推測されます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">試算時未申告 世帯数</td> <td style="text-align: center;">令和元年度 3,344 世帯</td> <td style="text-align: center;">令和 2 年度 3,884 世帯</td> <td style="text-align: center;">令和 3 年度 3,956 世帯</td> </tr> </table>	試算時未申告 世帯数	令和元年度 3,344 世帯	令和 2 年度 3,884 世帯	令和 3 年度 3,956 世帯
試算時未申告 世帯数	令和元年度 3,344 世帯	令和 2 年度 3,884 世帯	令和 3 年度 3,956 世帯		
意見・質問	<p>未申告の 3,956 世帯に対して、どのような対応をするのか。</p>				
回答	<p>未申告世帯については、8 月頃に申告を促す通知及び簡易申告書を郵送し、国民健康保険の上での所得を更正するとともに、賦課を改めております。</p>				

案件 2

データヘルス計画令和 2 年度事業実施結果について

意見・質問	保険者努力支援制度の獲得状況が県下でも有数と伺っているので、引き続きデータヘルス事業をはじめ糖尿病重症化予防事業等に積極的に取り組んでいただきたい。
回答	令和 2 年度保険者努力支援制度の獲得点数では県内 1 位となっており、その獲得した点数の配分の約 6 割が保健事業関連の取組みであることから引き続き保健事業に注力してまいります。
意見・質問	ジェネリック医薬品普及率について、数量ベースで向上しているのは立派であるが、ここから先の 1%、1%は難しいのではないか。
回答	ジェネリック医薬品普及率につきましては、年々微増しておりますが、ここ最近の伸び率は鈍化しています。ジェネリック医薬品に対して無関心の方にも、厚木薬剤師会と連携した薬の適切な使用を促す取組みを実施するなど、引き続き普及啓発に努めてまいります。
意見・質問	特定健診の受診について、お年寄りや生産年齢者の受けやすい病院の選択（依頼）及び案内を広く周知していただきたい。また、一部にはコロナ禍における受診減少もあると思われるため、受診場所の安全性の公示も広く必要であると思う。
回答	特定健診実施医療機関については、受診券に同封の医療機関一覧へ休日診療の有無や予約の要否について記載するとともに、住所別や LINE を活用した検索が可能となっておりますので、引き続き周知してまいります。 また、各医療機関が感染防止対策を実施していることについて、受診券に同封している案内に明記しておりますが、さらなる周知を図るよう検討してまいります。

意見・質問	<p>No.4「糖尿病性腎症重症化予防事業」について、重症化で一番懸念されるのは人工透析である。原因となる疾患で最も多いのは糖尿病腎症で、全透析患者数の38.4%に当たる。少子高齢化が進む中で、透析患者が増え続ければ、健康保険の財政運営が一段と厳しくなる懸念がある。</p> <p>糖尿病は遺伝もあるが、生活習慣病である。食事・運動・服薬指導を強化して、重症化を予防してほしいと願う。</p>
回答	<p>厚木市国民健康保険における医療費分析では、2型糖尿病※を起因とした人口透析患者の割合が透析患者全体の約6割となっております。一人でも多くの方に本事業に参加していただき人工透析への移行を防止するため、医師会との連携を強化するとともに、保健指導内容の改善を行ってまいります。</p> <p>※2型糖尿病…遺伝的要因に過食や運動不足などの生活習慣が重なって発症する糖尿病のこと。</p>
意見・質問	<p>ジェネリック医薬品差額通知事業により、どの程度の人に変更するか数字が分かれば、次回の開催時にお示しいただきたい。</p>
回答	<p>ジェネリック医薬品への切替率につきましては、対象者個人宛に通知しているため、ジェネリック通知該当月に使用していた薬と通知後に使用している薬が異なる場合や使用を終了した場合などがあり、通知の影響による正確な切替率を把握することが難しい状況です。</p> <p>引き続き、数量ベースでの医薬品普及率を算出し、効果検証を行っていきたいと考えております。</p>
意見・質問	<p>9月から開始されているLINE医療機関検索サービス開始について、SNSを利用することはよいことであると思う。</p>
回答	<p>LINE医療機関検索機能につきましては、表示画面や内容の見直しを行い、より見やすく利用しやすい環境へ改善を進めております。引き続き、SNSを活用した取組みを継続してまいります。</p>
意見・質問	<p>生活習慣病等の発症を防ぐためには、正しい予防教育（例えば食育）が最も重要だと考えている。</p> <p>これを今後のデータヘルス計画に組み入れることは可能か。</p>
回答	<p>データヘルス計画では、ヘルスアップ事業としてイベントや講座開催による健康教育を実施しております。ご提案いただきました食育などに関する内容につきましては、関係課とも調整の上、今後、本事業の一環として実施を検討してまいります。</p>

意見・質問	ジェネリック医薬品差額通知事業で 100 円以上の差額発生者と限定したのは、どういう理由か。
回答	データ分析上で算出できるジェネリック医薬品に切り替えた場合の最低差額が 100 円となっているため、100 円以上の差額が発生している方に設定しております。
意見・質問	特定健診受診勧奨事業の受診率が目標を大きく上回っているが、効果の理由はどこにあるのか。
回答	<p>令和元年度から受診勧奨事業の対象者抽出及び通知内容を業務委託化し、実績のある業者のノウハウを活用するなど、取組み内容の改善を行った効果が大きいと考えております。</p> <p>なお、昨年度末にデータヘルス計画の中間評価を実施し、今年度から実績に沿った目標数値へと見直しました。</p>
意見・質問	令和2年度はコロナ禍の影響が多大であったが、今後もまだ続くことを考えると、デジタル化や非接触などのアプローチの方法を変えていく必要があると思う。
回答	特定保健指導及び糖尿病性腎症重症化予防事業の面談につきましては、対面での実施に加え、タブレットやスマートフォンなどを使用した遠隔面談を選択できるよう対応しております。また、令和2年度にはオンラインでの運動講座も開催いたしました。今後の需要拡大を考慮し、対応内容の拡充を検討してまいります。
意見・質問	昨年からのコロナ禍のなかで、各事業実施上の影響はあったか。
回答	ヘルスアップ事業における健康講座の開催中止や医療機関の業務量増加に伴う糖尿病性腎症重症化予防事業参加者の減少、特定保健指導の対面面談中止、特定健診対象者の健診受診控えなど、保健事業全般に影響を受ける結果となりました。
意見・質問	<p>コロナ下ではあるが、引き続き健診受診率や、ジェネリック医薬品普及率を地道にアップしていただきたい。</p> <p>糖尿病性腎症重症化予防事業についても、継続し成果を出していただきたい。</p>
回答	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、感染拡大防止に努めながら各事業を実施し、引き続き保健事業に注力してまいります。

案件 3

令和3年度厚木市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について

意見・質問	コロナで大きな影響を受けてしまった方への配慮は必要であると思う。
回答	今後とも、新型コロナウイルス感染症に伴う保険料の減免や徴収猶予の制度について、必要な措置を図ってまいります。
意見・質問	令和2年2月1日以降に納期限がある令和元・2年度保険料の納付済み世帯が対象になるのか。 また、未納世帯の扱いはどうなるのか。
回答	新型コロナウイルス感染症による減免措置については、納付の有無にかかわらず減免をおこなっております。なお、保険料が納付済みの場合は、還付の処理を行っております。